

職務内容書

1 法人名

日本電気計器検定所

2 業務概要等

当所は、「電気の取引に使用する電気計器の検定等業務を行い、もって電気の取引の適正な実施の確保に資すること」を目的として、1964年に日本電気計器検定所法に基づき設立され、1986年に民間法人化された経済産業省所管の法人である。

当所の主な業務内容は次のとおりである。

(1) 計量法に基づく検定・検査業務等

- ① 電気計器の検定及び電気計器とともに使用する計器用変成器の検査
- ② 照度計及び積算熱量計の検定
- ③ 電気計器の型式承認

(2) 校正試験業務

- ① 電気、温度及び光の特定標準器等による校正（特定校正）
- ② 電気、温度、光、時間、磁気、長さ、質量、圧力、トルク、湿度及び力の特定二次標準器等による校正（JCSS校正・JAB校正）
- ③ 上記②以外の電気、温度、光、時間、磁気、長さ、質量、圧力、トルク、湿度、力及び風速の計測器等の校正（一般校正）

(3) 調査研究、技術相談業務等

- ① 電気計器の試験方法及び試験精度向上の研究並びに電気計器の開発研究
- ② 電気の計測技術及び計測器等の開発研究並びに電気計器及び計測技術に関する技術指導
- ③ 電気の計量に係る技術を活用した製品試験及び認証試験

3 任期

2026年7月1日から2028年6月30日までの2年間を予定

4 職務内容

(1) 理事長を補佐して当所の業務全般を掌理し、主として次の①～⑩を統括する。

また、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- ① 定款の変更に関すること。
- ② 業務方法書の変更に関すること。
- ③ 予算及び事業計画に関すること。
- ④ 業務報告及び収入支出決算に関すること。
- ⑤ 長期経営計画に関すること。
- ⑥ 理事長の選任及び定款第12条第2項による役員の解任に関すること。
- ⑦ 運営審議会に関すること。
- ⑧ 機構及び組織の変更に関すること。
- ⑨ 給与、その他職員の待遇に関すること。
- ⑩ 重要な規程の制定改廃（軽微な改正を除く。）に関すること。

- ⑪ 主要職員の任免及び配置に関すること。
 - ⑫ 労働組合との協約、協定の締結改廃に関すること。
 - ⑬ 長期借入金に関すること。
 - ⑭ その他当所の運営に関する重要事項
- (2) 公正・中立な立場で経済産業省、関係機関、電力会社等との折衝を行う。

5 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当所本社 東京都港区芝浦四丁目15番7号
- (3) 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、当所職員に準じた勤務となります。
- (4) 報酬 年収約1,620万円

6 必要な資格・経験等

- (1) 原則として、任期満了時点で65歳以下であること。
- (2) 計量制度に携わる公正・中立な第三者機関として、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する能力と意欲が認められ、変化の激しい経営環境において、迅速かつ果斷な判断ができること。
- (3) 一定程度の規模の組織を適切に管理した経験があり、その能力を有していると認められること。
- (4) 電気、通信、計量等の分野又は経営、財務、法律、行政等の分野に関する知見を有していると認められること。
- (5) 過去の経歴（職歴）において、自ら又は自らの指導の下で、業績や貢献が認められること。
- (6) 国内外の産学官及び関係団体の代表者等と交流関係を有し、適切な対応、折衝・交渉等を図ることのできる経験及び能力を有していると認められること。

7 欠格事項等

日本電気計器検定所法第13条に定める役員の欠格条項及び第16条に定める役員の兼職禁止条項に該当する者は、専務理事になることはできない。

日本電気計器検定所法の一部抜粋

（役員の欠格条項）

第13条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- (2) 電気計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。）
- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の兼職禁止）

第16条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。